

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「豊かな心」の育成 道徳教育の充実

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われる」ものである。人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命である。

今後、グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、時に対立がある場合も含めて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす。

なお、本県においては、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」の三つの力を設定している。児童生徒に養うべき道徳性は、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤であり、とりわけ「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」との関わりが深いと考えられ、これらの力を育む上でも、道徳教育の推進を図ることが重要である。

1 学習指導要領改訂の概要

小・中学校の道徳教育については、平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、「道徳」が「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられ、新学習指導要領が、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面実施されている。この道徳の特別の教科化によって、検定教科書の使用と道徳科の評価が導入され、年間35単位時間（小学校第1学年は34単位時間）が確実に確保されるという量的確保と「主体的・対話的で深い学び」を授業改善の視点とした道徳科の授業の質的転換が求められている。道徳科の授業の質的転換は、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で推進している、学んだ知識を活用し、協働して新たな価値を生み出すことのできる力を身に付ける「主体的な学び」と軌を一にするものである。

本県においては、是正指導以降、量的確保は図られており、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で推進している「主体的な学び」となるよう、道徳科の授業の改善・充実を図っていくことが必要である。

高等学校の道徳教育については、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領において、人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うという、これまでの基本的な考え方が引き継がれるとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）が新たに位置付けられた。また、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが明記された。

2 道徳教育の推進

(1) 道徳教育の目標

道徳性とは、人間としてよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、「生命尊重」、「思いやり」などの道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものである。各学校は、この道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教員が協力して道徳教育を展開しなければならない。

〔小・中学校〕

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動*1、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方*2を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととする。

※1 小学校のみ ※2 中学校は「人間としての生き方」

〔高等学校〕

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方にに関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととする。

(2) 道徳教育の内容

道徳教育の目標を達成するためには、児童生徒の対象の広がりに即して、四つの視点

＜四つの視点＞

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

によって構成されている。また、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「友情、信頼」、「生命の尊さ」などの内容を端的に表す言葉が付記されている。

それらは、小中学校においては、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。

また、高等学校においては、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた四つの視点に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められる。

参考HP：ホットライン教育ひろしま
【新改訂版】道徳教育改善・充実のための道徳教育研修ハンドブック

(3) 道徳教育の指導体制と全体計画

各学校においては、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教員が協力して道徳教育を展開することが必要である。

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画を作成するに当たっては、校長の明確な方針の下に、児童生徒や学校及び地域の実態を把握し、教職員や保護者の願いを重ねながら、道徳教育の重点目標を設定する必要がある。また、全教員による一貫性のある道徳教育を組織的に展開するためには、道徳教育推進教師が中心となり、全教員が深く議論することで、重点目標を焦点化するとともに、発達の段階を踏まえた全体計画を作成することが大切である。

さらに、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められている。このことから、小中学校においては、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるものなどを別葉にして加える、また、高等学校においては、道徳教育の重点目標に関わる各教科・科目等における指導の内容、体験活動や実践活動の時期、研修計画などに関する資料等を整理して添付するなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとすることが大切である。

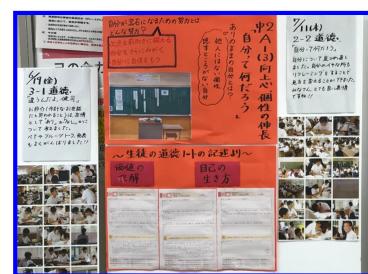
(4) 豊かな体験活動の充実といじめの防止

ア 学校や学級、ホームルーム内の人間関係や環境

児童生徒の道徳性は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級、ホームルームにおける人的な環境は、主に教師と児童生徒及び児童生徒相互の関わりにおいて形成される。また、教室や校舎・校庭などの物的な環境は、人的な環境とともに児童生徒の道徳性を養うことに深く関わっている。児童生徒が学校や学級、ホームルームを学習し生活する場として自覚するための環境整備に努めることが求められる。

学校や学級、ホームルーム内の人間関係や環境整備のポイント（例）

- 教師と児童生徒の人間関係
 - ・教師と児童生徒が共に語り合う場の日常的な設定
- 児童生徒相互の人間関係
 - ・座席換えやグループ編成の見直し、異学年間の交流
- 環境の整備
 - ・言語環境の充実、校舎や教室の整備、各種掲示物の工夫



環境の整備：道徳教育掲示物
(江田島市立江田島中学校区)

イ 豊かな体験の充実

各学校においては、学校の教育活動全体において学校の実情や児童生徒の実態を考慮し、豊かな体験（集団宿泊活動、職場体験活動や就業体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など）の積み重ねを通して児童生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。小中学校においては、体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

ウ 道徳教育の指導内容と児童生徒の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、自己の生き方（中：人間としての生き方、高：人間としての在り方生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他人と共によりよく生きるために基盤となるものである。日常生活においても、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、今回的小中学校学習指導要領改訂に向けた道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対処することができる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。これらのこと踏まえ、小学校においては、右のような内容項目が新たに追加されている。

追加された内容項目

- 「個性の伸長」（小学校低学年）
- 「公正、公平、社会正義」（小学校低学年・中学年）
- 「相互理解、寛容」（小学校中学年）
- 「よりよく生きる喜び」（小学校高学年）

児童生徒をいじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにすることが必要である。そのためには、道徳科を要とし、「なぜ、いじめはいけないのか」、「なぜ、いけないと分かっていても止められないのか」など、いじめに関する問題を、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論することができる授業を、学校や児童生徒の実態を踏まえつつ、積極的に展開していくことが必要である。

いじめについて考え方、議論する授業（例）

- 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業
教材：わたしたちの道徳（小学校1・2年）「およげないりすさん」
- 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業
教材：わたしたちの道徳（小学校3・4年）増補版「見すごしていませんか、こんな場面」
- 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業
教材：私たちの道徳（小学校5・6年）「そうじの時間」
- 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業

参考HP：文部科学省「道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて」

（5）家庭や地域社会との連携

道徳教育の主体は学校であるが、学校の道徳教育の充実を図るためにには、家庭や地域社会との連携、協力や共通理解を深めることが必要である。学校の道徳教育に関する情報発信と併せて、学校の実情に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。

家庭や地域社会との連携のポイント（例）

- 家庭や地域社会との共通理解を深める。
 - ・道徳教育の全体計画を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していく。
 - ・道徳科の授業を公開し、参観後に講演会や協議会を開催する。
- 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る。
 - ・授業の実施への保護者、地域の人々や団体等外部人材の協力を得る。
 - ・地域教材の開発や活用への協力を得る。
- 地域全体で道徳教育を推進する。－地域の教育・文化づくり－
 - ・多様な人々との交流を深める。
 - ・地域行事の企画・運営に参加したり、諸団体と連携したりする。
 - ・家庭や地域社会と一体となって道徳性を高める実践活動を推進する。



地域教材の開発や活用
(三次市立八幡小学校)

3 「特別の教科 道徳」の推進

(1) 道徳科の目標

(略) 道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から^{※3}多面的・多角的に考え、自己の生き方^{※4}についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。^{※3 中学校のみ} ^{※4 中学校は「人間としての生き方」}

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その上で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導することが求められる。

また、道徳科の目標に示されたそれぞれの学習は、相互に関わり合い、深め合うことによって、道徳性を養うことにつながる。そのため、それぞれの学習について、次のことを踏まえ、授業を具体的に構想することが必要である。

ア 道徳的諸価値について理解する

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深めていくようとする。

- 価値理解…内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること
- 人間理解…道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなどを理解すること
- 他者理解…道徳的価値を実現したり、実現できなかつたりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解すること

イ 自己を見つめる

様々な道徳的価値について、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めていくようとする。

ウ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える

児童生徒が多様な感じ方や考え方に対する接する大切であり、多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えられるようにする。

エ 自己（人間として）の生き方について考えを深める

児童生徒は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、特にそのことを強く意識させることが重要である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま

【新改訂版】道徳教育改善・充実のための道徳教育研修ハンドブック

(2) 道徳科の年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導を、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものである。特に右の内容を明記しておくことが必要である。また、作成に当たっては、各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げて指導しなければならない。その際、特に、各学年段階で重点化されている内容項目については、複数回指導したり、他の内容項目と関連付けて指導したりするなどの工夫が必要である。

- 各学年の基本方針
- 各学年の年間にわたる指導の概要
 - ・指導の時期
 - ・主題名
 - ・ねらい
 - ・教材
 - ・主題構成の理由
 - ・学習指導過程と指導の方法
 - ・他の教育活動等における道徳教育との関連など

なお、道徳科の指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくいため、学習指導過程等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

(3) 道徳科における「主体的な学び」

道徳科における「主体的な学び」とは、教材に込められた道徳的価値を観念的・一面的に理解させるのではなく、児童生徒がねらいとする道徳的価値について課題意識をもち、自分の生活を見つめながら他者と議論することで、道徳的価値の理解を深め、自己の生き方について考えを深める学習である。さらに、理解した道徳的価値から自分の生活を振り返り自らの成長を実感したり、これから課題や目標を見付け、その結果を日常生活の行動や習慣に結びつけたりしていくことである。

そのためには、「ねらい・内容・方法」の一体化が重要である。まず、ねらいとする道徳的価値についての児童生徒のこれまでの学習状況や実態をしっかりと把握する。それを基に、学習指導要領を踏まえ、この時間にどういった学習活動を通して、何をねらうのかを明確化・具体化する。次に、教材に対する児童生徒の感じ方や考え方を分析し、児童生徒がどのような問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を理解し、自己を見つめ、多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるのかを具体的に予想しながら、それらが効果的になされるための発問や授業全体の展開など、学習指導過程を考える。学習指導過程には、特に決められた形式はなく、次ページの例のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われているが、「主体的な学び」になるよう各段階の工夫が求められる。

またその際には、児童生徒が道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の感じ方、考え方をより深めるようにするために、児童生徒の実態やねらいに応じた適切な指導方法も工夫する必要がある。文部科学省の専門家会議では、道徳科における多様な指導方法として、次に示した三つの指導方法を例として挙げているが、本県においては、登場人物への自我関与や体験的

な学習を取り入れる指導方法については、研究を重ねてきており、今後は、道徳的な問題を議論し、探究する中で、新たな価値や考えを発見・創造するプロセスを重視した問題解決的な学習についても実践を積み重ねることが必要である。

なお、これらは独立した指導の「型」を示しているわけではなく、それぞれに様々な展開やそれぞれの要素を組み合わせた指導が考えられ、教材に応じて効果的な学習を設定するとともに、学校の実態や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じた適切な工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが重要である。

<「主体的な学び」を目指した学習指導過程例>

導入	<p>主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階</p>	<p>導入の工夫</p> <p>○見通しをもって主体的に考え、学ぶことができるようとする。 ・主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、問題意識をもたらせるよう工夫する。</p>
展開	<p>ねらいを達成するための中 心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人がねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階</p>	<p>展開の工夫</p> <p>○他者の考え方と比べ自分の考えを深める展開となるようする。 ○教材や生活体験などを生かしながら、一定の道徳的価値に関わる物事を多面的・多角的に捉えることができるようする。 ・発問を工夫する。(例：児童生徒の考え方の根拠を問う発問や問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問など) ・一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話し合い活動を仕組む。</p>
終末	<p>ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階</p>	<p>終末の工夫</p> <p>○主題を自分との関わりで捉え、自己を見つめ直し、発展させていくことへの希望がもてるようする。 ・学んだ道徳的価値に照らして、自らの生活や考え方を見つめるための具体的な振り返り活動を工夫する。 ・必要に応じて、授業開始時と終了時における考えがどのように変容したのかが分かるような活動を工夫する。</p>

<「主体的な学び」につながる指導方法例>

<読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習において>

教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通じ、道徳的諸価値の理解を深めること

※ 登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道徳的価値の理解を深めることができる。

<問題解決的な学習において>

児童生徒の考え方の根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

※ 道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

<道徳的行為に関する体験的な学習において>

擬似体験的な活動（役割演技など）を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

※ 問題場面を実際に体験してみると、また、それに対して自分ならどういう行動をとるかという問題解決のための役割演技を通して、道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

【道徳的な問題とは】

- ①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題
- ②道徳的諸価値についての理解が不十分又は誤解していることから生じる問題
- ③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題
- ④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題
などがあり、これらの問題構造を踏まえ場面設定や学習活動の工夫を行うことも大切である。

参考HP：文部科学省『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）

(4) 道徳科の評価

道徳科における評価は、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならない。また、発達障害等のある児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

<基本的な考え方>

- 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは妥当ではない。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする。

4 高等学校における道徳教育

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方にに関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中心的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ、学

高等学校における道徳教育推進のポイント（例）

- 教員間での道徳教育に係る共通理解を図る。
- 計画的・継続的な指導を行うための組織づくりを行う。
- 推進上、基軸となる機会と場を設定する。
- 固有の指導内容、指導方法、教材を開発する。
※小・中学校の道徳教育を基礎として
- 自己の生き方を社会との関わりで探求させる。
- 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育を展開する。

校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行わなければならない。各学校においては、「高等学校における道徳教育推進のポイント」を踏まえ、学校の実態や生徒の発達の段階などにふさわしい教育活動を行えるよう、校内研修の充実が求められる。このため、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として、全教員が積極的に関わることができる機能的な協力体制を整えるとともに、生徒の実態等を踏まえた「育てたい生徒像」から、道徳教育の重点目標や各学年の指導目標を明確にし、各学校の特色が生かされるような全体計画の具体化や評価・改善等を通して、道徳教育の重要性や特質について理解を深め、各学校の特色を生かした重点的な道徳教育が展開できるよう工夫していくことが大切である。